

令和7年2月

各町会・自治会長 様

豊島区環境清掃部環境保全課長

森 真理子

令和7年度「ごみゼロデー」の実施について

日頃より、各町会・自治会の皆さまにおかれましては、区環境清掃事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、例年5月末に「としまがいちばんきれいになる日」を目指し、区内全域での美化活動を行う「ごみゼロデー」を実施しているところです。

各町会・自治会長の皆さまへの通知や資材等の配付方法につきましては、別面のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 実施日について

地域の清掃活動につきまして、5月23日から6月1日の間で実施日時や活動場所などを決めていただきます。

2 参加者名簿について

事前提出は不要です。なお、区として保険に加入いたしますので、万一事故等発生した場合には、保険請求時に提出していただきますので、予めご承知下さい。

3 送付物について

- ・別紙1（各町会・自治会長の皆さまへのご通知）
- ・別紙2（「ごみゼロデー参加者傷害保険」について）
- ・別紙3（清掃活動実施の周知用チラシ原稿）
- ・別紙4（活動報告票記入見本）
- ・別紙5（令和7年度ごみゼロデー参加者名簿）

4 実施結果の報告について

清掃活動実施後、「活動報告票」に実施日や活動人数、活動場所等をご記入いただき、6月10日（火）までに報告をお願いいたします。

メールで提出される場合は、下記に記載しているメールアドレスに送付をお願いいたします。

【問い合わせ先】

豊島区環境清掃部環境保全課環境美化グループ

担 当：稲田

電 話：０３－３９８１－２６９０（直通）

FAX：０３－３９８０－５１３４

E-mail：A0015003@city.toshima.lg.jp

各町会・自治会長の皆さまへのご通知



【問い合わせ先】

豊島区環境清掃部環境保全課環境美化グループ

担当：稲田

電話：03-3981-2690（直通）

FAX：03-3980-5134

「ごみゼロデー参加者傷害保険」について

1 期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）～ 令和 7 年 6 月 1 日（日）

2 保険適用範囲

ごみゼロデーにおける清掃活動中に『急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害』が対象

※ケガ及び熱中症が対象となり、コロナ感染・その他疾病は対象外。

※ケガであっても、保険契約者、被保険者、保険金受領者の故意または重大な過失があった場合も補償の対象外。

- ① 死亡・後遺障害 1人あたり 250万円
- ② 入院（日額） 1人あたり 2,000円
- ③ 通院（日額） 1人あたり 1,000円

・名簿については、事前にご提出いただく必要はありませんが、参加当日、事故等が発生した場合に必要となります。

3 その他

- ① 保険金の支払事由に該当した場合は、事由発生日から30日以内に保険会社へ通告する必要がございます。
（期限を過ぎると補償対象となりませんのでご注意ください。）
- ② ケガの状況等によっては、保険が適用されないこともあります。



別紙3

〇〇〇〇〇町会

清掃活動のお知らせ

豊島区で行われる「ゴミゼロデー」の一環として、
町内において清掃活動を実施いたします。
皆様のご参加をお待ちしています。



①日 時 令和7年 月 日 ()

00:00 ~ 00:00

②集合場所 あいうえおかきくけ

③連絡先 あいうえおかき

☎ 123-4567-9101

みんなの町をきれいに
快適にしましょう。



活動報告票

(記入見本)

「ごみゼロデー」 活動報告票		
団体名: ○○○○○○ <u>町会・自治会</u>	貴団体の名称および記入される方の氏名・住所・電話番号をご記入ください	
記入者: 氏 名 ○○ ○○○		
住 所 豊島区○○×丁目×番×号		
電 話 (××××)××××		
(1) 清掃活動実施の有無 <u>有</u> ・無)		
(2) 実施日 令和 年 ●月 ●●日 (●曜)		清掃実施の有無について、 (1) の欄のいずれかに ○をしてください
(3) 活動時間 <u>午前</u> 午後 9時00分 ~ <u>午前</u> 午後 9時30分		
(4) 参加人数 <u>30</u> 人		区施設と共同で清掃活動を実施していただいた場合は、(6) のその他欄に施設名称をご記入ください
(5) 集合場所 ○○小学校前		
(6) その他 (共同実施団体・ご意見等)		
○○小学校と共同で実施 ○○公園の落書き消去も実施した		

お手数ですが6月10日(火)までに報告いただきますよう、よろしくお願いします。
 ※この活動報告票は、4月中旬にお送りする資料一式に同封されます。

(参考)令和7年度ごみゼロデー参加者名簿 別紙

※事故等発生し保険請求の際に必ず提出していただきます。

町会・自治会名: _____ 代表者名: _____

実施日時: ____月 ____日 ____時 ____分 ~ ____時 ____分

	名前	生年月日	性別	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

※名簿に記入していただくのは、町会・自治会の会員の方のみです。

令和7年2月

各町会・自治会長 様

豊島区 環境清掃部

環境保全課長 森 真理子

豊島区たばこルールの周知チラシ回覧について

日頃より、各町会・自治会の皆さまにおかれましては、区環境清掃事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

豊島区では、たばこを吸われる方、吸われない方、どちらも安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して、様々な対策を進めております。

その一環として、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、区民だけでなく来街者や外国人観光客をはじめとした外国人の方々にも、分かりやすく喫煙ルールをご提示する目的で「豊島区たばこルール」を作成いたしました。

つきましては、多くの方に「豊島区たばこルール」について、ご周知いただきたく、チラシの回覧をお願いいたします。

【問い合わせ先】

豊島区環境清掃部環境保全課環境美化グループ

担 当：稲田

電 話：03-3981-2690（直通）

FAX：03-3980-5134

E-mail：A0015003@city.toshima.lg.jp

豊島区 たばこルール

Toshima Smoking Rules
豊島区吸烟规定

みんなで守ろう

住む人

働く人

訪れる人

全ての人

豊島区では、吸う人も吸わない人も、誰もが気持ちよく過ごすために、条例でルールを定めています。

Toshima City has established rules on smoking to ensure that smokers and non-smokers alike can spend their time here in comfort.

为了同时给吸烟与不吸烟人士提供舒适的生活环境、
丰岛区吸烟相关条例规定如下。

01 区内全域の道路や公園などの公共の場所で喫煙することは禁止されています。 たばこは指定の喫煙所で吸いましょう。

Smoking is prohibited on streets and in parks, and in all other public spaces throughout the city.
Please smoke in the designated smoking spaces.

全区内道路及公园等公共场所禁止吸烟。
请至指定的吸烟点吸烟。



02 区内全域で、ポイ捨ては禁止です。 安全できれいなまちにしましょう。

Littering is prohibited within the city. Take your trash with you to keep the city safe and clean.
全区内禁止乱扔垃圾。请维护街区安全整洁。



03 駐車場などの民間私有地でも、煙の向き等を考えて周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮しましょう。

Even when smoking in parking lots or other privately owned spaces, please be considerate of those nearby to prevent second-hand smoke inhalation.

在停车场等民间私有地吸烟时、请注意烟雾方向、
避免让周围的人被动吸烟。



健康のために、禁煙しませんか？

❗ 喫煙に関する病気による死亡者数は年間19万人

たばこには70種類以上の発がん性物質が含まれ、心臓病、脳卒中、COPDなど様々な病気を引き起こすリスクを高めます。

❗ 受動喫煙によっても、喫煙者と同様のリスクがあります

たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にはニコチンやタールなど多くの有害物質が主流煙の数倍含まれています。特に子どもは体が小さく悪影響が出やすいです。



虚血性
心疾患
1.3倍

乳幼児
突然死
症候群

肺がん
1.28倍

呼吸器
疾患

脳卒中
1.24倍

中耳炎



子どもや胎児は自分の意志でたばこの煙を避けることができません。
周りにいる大人が守ってあげることが必要です。

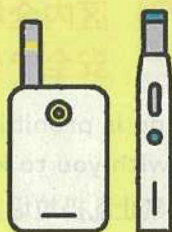
ご家族やご自身の健康のために
禁煙しませんか！

禁煙は何歳からはじめても
効果があります。



❗ 新型たばこなら大丈夫？

「加熱式たばこ」や「電子たばこ」を使用する人が増えています。有害物質や、発がん性物質が含まれていることは明らかになっていますが、販売されてからの年月が浅いため、長期的な健康リスクについてはよくわかっていません。



❗ つらい禁煙から楽な禁煙へ

● 禁煙外来

治療条件を満たせば、健康保険で治療することができます。

● 禁煙補助剤

医療機関や薬局で購入できます。離脱症状を軽くする効果があります。



❗ 子どものためにも禁煙したいと考えている方へ

豊島区では、指定医療機関に通院し禁煙治療を完了した区民に禁煙外来治療費を助成しています。

対象

区内在住で、妊婦本人および妊婦や18歳未満の子どもと同居する方などで、禁煙意思のある方（健康保険で禁煙治療を受けることができる方に限る）※禁煙治療開始前に登録手続きが必要です。

